

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4.8.24	R4.9.8	令和2年3月1日から令和3年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書（31法人分）			1												（7条3号）税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条6号）税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報であり、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。